

第73回 新居浜市都市計画審議会 議事録

日 時 令和5年1月31日（火）14時から14時50分まで
場 所 新居浜市役所 消防防災合同庁舎 5階 災害対策室

事務局

定刻がまいりましたので、ただ今から、第73回新居浜市都市計画審議会を開催いたします。

委員の皆様には、大変お忙しい中、ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

当審議会の事務局を担当いたします、都市計画課長の町田でございます。よろしくお願いいたします。

さて本日は、審議会委員の委嘱を行ってから、初めての会でございますので、ご出席頂いております委員さんをご紹介させていただきます。

新居浜市土地改良協議会 会長 高橋征三（たはし せいぞう）委員さんでございます。

新居浜工業高等専門学校 校長 鈴木康司（すずき こうじ）委員さんでございます。

新居浜商工会議所 副会頭 白石誠一（しらいし せいいち）委員さんでございます。

新居浜市農業委員会 会長 藤田幸正（ふじた ゆきまさ）委員さんでございます。

愛媛県建築士会新居浜支部 支部長 宮崎秀俊（みやざき ひでとし）委員さんでございます。

新居浜市市議会議員 近藤司（こんどう つかさ）委員さんでございます。

新居浜市議会議員 伊藤優子（いとう ゆうこ）委員さんでございます。

新居浜市議会議員 大條雅久（だいじょう まさひさ）委員さんでございます。

新居浜市議会議員 河内優子（かわうち ゆうこ）委員さんでございます。

新居浜市議会議員 合田晋一郎（ごうだ しんいちろう）委員さんでございます。

国土交通省四国地方整備局 松山河川国道事務所長 中屋正浩（なかや まさひろ）委員さんでございます。

愛媛県東予地方局建設部長 福田英伸（ふくだ ひでのぶ）委員
さんでございます。

新居浜市連合自治会 会長 坂上公三（さかうえ こうぞう）委
員さんでございます。

新居浜市女性連合協議会 総務 頼木熙子（よりき てるこ）委
員さんでございます。

市民公募委員 徳久晴彦（とくひさ はるひこ）委員さんでご
います。

ご紹介は以上でございます。

本日、審議会委員 15 名の御出席をいただき、半数以上の出席が
ございますので、「新居浜市都市計画審議会条例第 6 条第 2 項」の
規定により、本会議が成立いたしますことをご報告いたします。

また、この審議会は本市の審議会等の公開に関する要綱に基づき
まして、議事録を公開とするということが求められております。市
のホームページで会議の内容を公開することを予定しております
おで、御理解をいただきますようお願いいたします。

また、本日の審議会の終了時刻は、15 時 30 分頃を予定してお
りますので、進行等にご協力をよろしくお願いいたします。

なお委員の皆様には、新型コロナウイルス感染予防の趣旨をご理
解頂き、ご発言の際にもマスク着用にご協力をいただきますようお
願いいたします。

次に、会議に入ります前に、資料の確認をさせていただきます。

事前に送付させていただきました資料としまして、「次第」「委員
名簿」A3 の全体図「資料－1」、「議案書」4 の点、そして本日配布
させていただきました、「配席表」、「住民周知と意見要旨一覧」、「新
居浜市都市計画審議会条例及び施行規則」がでございます。

ご不足はありませんでしょうか。

それでは、審議会開催にあたりまして、石川市長がご挨拶申し上
げます。

市長

はい、改めまして皆様、こんにちは。

新居浜市都市計画審議会開催に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日は大変お忙しい中、皆様方にはご出席いただきまして、誠にありがとうございます。また皆様方には、日頃から都市計画行政の推進はもとより、市政全般にわたり多大なご理解、ご協力を賜っておりますこと、心から感謝申し上げます。

またこの度、都市計画審議会委員の就任をご快諾頂きましたこと、重ねて厚く御礼を申し上げます。

さて、本市が目指すまちづくりにおきましては、近年の急速な人口減少や少子高齢化の対応に加え、新型コロナウイルス感染症による地域経済の活性化施策や、或いは既存の社会基盤施設の維持・更新等に係る財源確保が大変厳しい大きな問題となっております。

まさに国難とも言える大きな時代の転換期を迎え、これからはより一層コンパクトで魅力と活力のある持続可能な都市づくりに向けた取組を推進して行く事が、喫緊の課題となっております。

本日は、都市の骨格を形成する都市計画道路の見直しに関する案件を中心に、ご審議をいただきたいと考えております。これからの持続可能なまちづくりに直結する重要な計画を見直す案件でございますので、委員の皆様方には、忌憚のない活発なご意見を賜りますようお願い申し上げます。私からの挨拶とさせていただきます。

どうかよろしくお願い致します。

事務局

ありがとうございました。

それでは、議事に移らさせていただきます。

本日は、新しく任期がはじまりました最初の会ですので、会長の選出を行いたいと存じます。なお、会長の選出は、審議会条例第5条第2項の規定により、第3条第1項第1号に規定する委員、つま

り、学識経験のある委員の中から、委員の選挙によって、これを定める事となっております。

学識経験のある委員は、お手元にお配りしております「審議会委員名簿」に挙げておりますとおり、5名の委員さんでございます。

選出方法につきましては、委員からのご推挙により選任されておりますが、よろしいでしょうか。

委員 異議なし

事務局 ありがとうございます。
それでは、どなたか会長のご推薦をお願いいたします。

藤田委員 新居浜工業高専専門学校の校長先生であるの鈴木委員さんをお願いしたいと思っております。

事務局 ただ今、鈴木委員さんのご推薦がありました、委員の皆様、いかがでしょうか。

委員 拍手

事務局 ありがとうございます。
それでは、鈴木委員さんに会長をお願いします。
鈴木委員さんは、会長席へお移り頂きたいと存じます。

ここで、新会長に選任されました、鈴木会長様より一言ご挨拶を頂戴したいと思います。

鈴木会長 はい、本会会長のご推薦をいただきありがとうございます。こちらの任務を全うしていきたいと存じます。

事務局 ありがとうございました。

続きまして、会長職務代理の指名でございます。

都市計画審議会条例第5条第4項の規定に基づき、会長職務代理は、会長が指名することとなっております。

鈴木会長、会長職務代理者のご指名をお願いいたします。

鈴木会長

商工会議所副会頭の白石委員さんをお願いしたいと思います。

ありがとうございます。白石委員さん、よろしく願いいたします。

次に、新居浜市都市計画審議会条例第2条の規定により、市長より審議会への諮問がございます。

石川市長、よろしく願いいたします。

市長

新居浜市都市計画審議会条例第2条の規定により、次のとおり諮問いたしますので、よろしく願いいたします。

議案第144号 新居浜市都市計画道路の変更案について

議案第145号 新居浜市都市計画道路の変更案に対する意見について

議案第146号 新居浜バイパス線の変更に対する意見について

以上でございます。どうかよろしく願いいたします。

事務局

ありがとうございました。誠に申し訳ございませんが、石川市長には公務の為、ここで退席させていただきますので、ご了承いただきたいと思っております。

【石川市長 退席】

それでは、新居浜市都市計画審議会条例第5条第3項の規定により、会議の議長は会長が務める事となっております。

鈴木会長、よろしく願いいたします。

鈴木会長

それでは、次第にそって議事進行をさせていただきます。

はじめに審議会に先立ちまして、新居浜市都市計画審議会施行規則第7条に基づき、私の方から本日の会議の議事録に署名をいただく方を指名させていただきます。

高橋征三（たかはし せいぞう）委員さん、徳久晴彦（とくひさ はるひこ）委員さんをお願いいたします。よろしいでしょうか。

では、どうぞよろしく申し上げます。

それでは、新居浜市から諮問を受けております3議案につきまして、委員の皆様にご意見、ご審議をいただきたいと思っております。

なお、議案第144号新居浜市都市計画道路の変更案と議案第145号新居浜都市計画道路の変更に対する意見、議案第146号新居浜バイパス線の変更に帯する意見の3議案につきましては、いずれも関連性がございますので、事務局から一括した説明のあと、審議させていただきます。

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

事務局

それでは、議案第144号、議案第145号について説明いたします。

本議案は、都市計画道路網の見直しに関し変更をしようとする路線の案についてのものでございまして、関連がありますので続けてご説明をさせていただきます。

議案書につきましては、議案第144号につきましては1ページ、2ページ目に、「計画書」と「理由書」を、3ページ目のA3都市計画総括図に変更対象路線を赤線で、廃止路線を黄色線で示しております。さらに、4ページ、5ページ目は、1/2500の計画図であり、今回変更路線となる一部の路線のものを抽出させていただいております。

議案第145号につきましても、同様に1ページ目に計画書、2ページ目に変更対象路線を示しております都市計画総括図、そして

3 ページ以降に、変更路線であります宇高西筋線を抽出させていただきました。その1 / 2 5 0 0 計画図となっております。

それでは、変更案の説明の前に少し、都市計画道路について説明をさせていただきます。

都市計画道路は、健康で文化的な都市生活と機能的な都市活動を保持するために、都市の基盤として都市計画法に基づき都市計画決定された道路でございます。

その機能としまして、移動を確保する「交通機能」、都市構造を形成し街区を構成する「市街地形成機能」、上・下水道、電気、電話などの収容空間を確保する「空間機能」といった多様な役割を有しています。

新居浜市において計画決定されている都市計画道路は、26路線でございます。幹線街路26路線の整備状況でございますが、総延長は91.32kmであり、このうち、令和4年3月31日現在における改良済延長が55.623km、改良率としては、60.9%となっております。

社会経済情勢の変化に対応し、今後の目指すべき都市構造を実現して行くためにも、都市計画道路の必要性を見直す必要があります。

そこで、愛媛県が作成しております「愛媛県都市計画道路見直しガイドライン」を基に、令和3年度に必要性について検証いたしまして、都市計画道路網の見直しを行いました。

本市の都市計画道路の幹線道路は26路線でございますが、その内、「整備済み」の6路線と「事業中により完成が予定されている」2路線を除いた18路線が、今回の見直し対象路線となっております。

前画面をご覧ください。見直し検証フローでございます。

抽出いたしました見直し対象の18路線について、段階的に検証を実施しました。

最初に、必要性の有無を検証し、無ければ廃止候補路線へ、必要性がある路線は次のステップとして、代替路線の有無を検証し、代

替路線があれば廃止候補路線へ、代替路線が無い路線は、最終ステップとして、事業の実現性の検証をし、支障が無ければ存続、構造等の変更要素が生じる場合は、存続（変更）路線というように、18路線について、検証を基に方針の位置づけをしました。

必要性を検証した結果は、全画面の図のとおりとなりました。

黒色で着色している道路が、整備済み・事業中です。

青色が存続、紫色が変更して存続、赤色が廃止路線でございます。

この方針案につきましては、令和3年度に地域住民の皆様へ説明会を開催いたしまして、合意形成を図りました。

今回路線の見直し方針は決定いたしました。新たな道路網を形成していくためには、都市計画法に基づく計画変更が必要となってきます。そこで先ほどの見直し方針結果に基づき、今回、都市計画決定の手続きを行う、廃止路線、変更路線を決定いたしました。

配布させていただいております、資料1をご覧ください

廃止路線につきましては、赤で表記しております。形状変更を伴う路線につきましては、青で標記しております。

それでは、議案第144号新居浜都市計画道路の変更について説明を致します。

本案件は、新居浜市決定の都市計画道路の変更理由といたしまして、近年の少子高齢化社会の進行、厳しい財政状況や都市を取り巻く環境など社会経済情勢の変化に伴い、都市計画道路がもたらす役割についても変化が生じてきており、まちづくりの方向性も人口減少を踏まえたかたちへ変化しております。

そこで、このような社会経済情勢への変化に柔軟に対応し、将来のまちづくりと整合した新たな都市計画道路網を構築するため、新居浜市都市計画道路網の必要性等の検証を行った結果、効果・効率的な道路整備を推進していくため、変更をしようとするものでございます。

議案書144号1、2ページに変更となる路線の計画内容、そし

て2ページ目の下段に変更理由を記載しております。

それでは、変更となる路線を順にご説明いたします。
前方の画面をご覧ください。

黄色着色をしております箇所は、3・6・19 沢津桜木線でございます。愛媛労災病院の東方面、東西線であります、港町松神子線から市役所通りまでを全線廃止いたします。

続きまして、川西地区でございます。

住友化学大江工場入口から高木庄内線までの3・5・13 大江橋高木線、イオンの南端から高専の南をとおり、南中学校の北側付近までの3・6・23 前田庄内線は、全線廃止でございます。

またこの2路線の廃止に伴いまして、3・5・16 河内町港町線、3・4・4 西町中村線、3・5・12 新居浜駅菊本線と交差する箇所につきましては、交差点の計画が変更となります。

次に、3・6・22 西原松神子線の西の端でございます、住友金属鉱山の工場内に位置づけられております一部分につきましても、廃止いたします

上部地区でございます。

国道11号から南側へ、久保池までの3・4・7 岸ノ下旦の上線を全線廃止いたします。

また3・4・7 岸の下旦の上線の廃止に伴いまして、3・4・11 上部東西線との交差点につきましても変更をいたします。

続きまして、西側に行きましたところ、3・4・4 西町中村線のうち3・4・11 上部東西線から南側、広瀬公園までの一部を廃止します。

次に3・4・8 平形外山線でございます。

県道からJRの線路を超えて、南の国道11号までを廃止いたします。

さらに、3・4・10 下泉中村松木線のうち楠中央通りから西方向の11号バイパスまでと国領高木線から東方向の平形外山線ま

での2箇所について廃止を致します。

また、廃止に伴い起終点が変更となりますので、名称を「坂井松木線」へと変更します。

さらに、「駅裏中筋線」の名称を「駅南中筋線」へ変更いたします。

議案書第144号の4ページをご覧ください。

3・4・8平形外山線につきましては、先ほど説明したように、県道から南側を廃止いたしますので、3・4・6駅前郷線との平面交差となります。よって平形外山線と駅前郷線と共に、交差点の形状が変更となります。また、路線の終点の変更となりますことから、名称が、「3・4・8平形庄内線」へ変わります。

3・5・5新田高木線でございます。議案書第144号の5ページ目でございます。

新田高木線につきましては、工場前へつながる一部分のみ、黄色部分を廃止して、赤色着色をしています現道への法線変更をいたします。

以上が議案第144号に関する新居浜市決定の変更路線でございます。

続きまして、議案第145号 愛媛県決定に関する都市計画道路でございます。

議案第145号の1ページ目をご覧ください。

愛媛県決定に関する都市計画道路の計画書と理由でございます。

変更理由といたしましては、社会経済情勢への変化に柔軟に対応し、将来のまちづくりと整合した新たな都市計画道路網を構築するため、都市計画道路網の必要性等の検証を行った結果、効果・効率的な道路整備を推進していくため、変更をしようとするものでございます。

議案書第145号の2ページ目をご覧ください。

道路網の必要性等の検証結果により、変更をする路線を赤線にて

示しております。それでは、順に説明をいたします。

前画面をご覧ください。

3・4・5 磯浦阿島線でございます。市役所前の路線となります。

議案第144号で説明をいたしました、3・5・13 大江橋高木線、3・6・19 沢津桜木線の廃止に伴いまして、交差点の形状が変更となり、すみ切り部を廃止するものでございます。

続きまして、3・4・6 駅前郷線でございます。

議案書第144号で説明をいたしました3・4・8 平形外山線の平面交差への変更に伴い、交差点のすみ切り形状が変更となるものでございます。

3・6・25 上泉萩生線でございます。

東予広域都市計画決定から新居浜都市計画決定へ変更いたします。なお、形状等の変更はございません。

3・4・20 宇高西筋線でございます。

議案書第145号の3ページ、4ページをご覧ください。

議案書第145号3ページ目の計画図にございます黄色着色をしております昭和通りから北側について廃止いたします。

議案書第145号4ページ目に続きます、港町松神子線から南側の赤色着色部ですが、道路構造令との整合を図りまして、幅員の見直しをおこないました。

赤色着色しているところが、今回幅員が広がる場所となります。

次に変更となる道路の構成についてでございます。

宇高西筋線は、現行の幅員は11mで計画されております。計画交通量は、7000台/日で、道路の種別は4種2級となります。

よって、道路構造令と整合を図った結果、車線数を2、車幅を3m、停車帯、歩道を設けた幅員は、W=16mの下図の様な構成となります。

議案第145号に関する愛媛県決定の変更路線については、以上でございます。

続きまして、議案第146号 新居浜バイパス線の変更でございます。

新居浜バイパス線は、新居浜市大生院字広坪を起点とし、船木字下長野を終点とする延長9840mの幹線道路でございまして、新居浜市における交通ネットワークの骨格となる重要路線でございます。

議案第146号の1ページ目に計画書、2ページ目に変更理由を記載しております。

議案書3ページ目は、都市計画総括図に新居浜バイパス線を赤字記載しております。

議案書4ページ目以降からは、変更いたします箇所の計画図となります。

それでは、変更内容について順に説明をいたします。前方画面をご覧ください。

新居浜バイパス線は、昭和60年に都市計画決定され、順次事業を進めており、今回変更する区間は、郷桧の端線との交差点から終点の船木字長野までのL=2.3kmの区間において、都市計画決定の変更を行おうとするものでございます。

まず、1点目と致しまして道路区分の変更でございます。

都市計画決定時における道路区分は、都市部の第4種1級でございましたが、現在の土地利用を勘案致しまして、地方部の第3種2級へと見直しを行うものでございます。

続いて2点目といたしまして、道路区分の変更に伴う道路幅員の変更でございます。

現行は、3.5mの車道、3.0mの中央帯、それぞれ1.5mの停車帯と植樹帯、そして3.5mの自歩道で構成された30mの道路幅員ですが、道路区分の変更に伴い道路構造令との整合を図りまして、中央帯が3.0mから1.75mへ、植樹帯1.5mは無くなり、停車帯が1.5mから0.75mの路肩へと変更となりまして、道路幅員が24.25mへ変更いたします。

3点目の変更といたしまして、法面形状の変更でございます。

変更する箇所は赤枠線の法面部となります。

議案書第146号の5ページ目となります。

対象区間の地質調査を行いましたところ、当初の計画区域の範囲内では、切り土の法面が収まらない事が判明致しましたので、赤線部分につきまして追加修正を行うものでございます。

4点目、5点目の変更でございます。

終点部付近の道路形状等の変更でございます。

国道11号線への接続につきまして、現行計画では交差角度を51度で接続するものでございましたが、交差点を直角で接続するように変更する事と、現道の取付位置を松山側である西方向へ変更するものでございます。

続きまして、都市計画決定変更の事務手続きでございます。

まず変更素案を作成いたしまして、令和4年9月12日から変更路線のある11校区と市役所におきまして、説明会を開催いたしました。

開催結果につきましては、お配りしております、(資料)住民説明とその結果をご覧ください。

全会場で延べ61名の方に参加していただきました。

住民説明会で変更素案に対して概ね御理解を得られましたので、市原案を作成し、愛媛県土木部と協議を整えまして、令和5年1月10日から24日までの2週間、市役所都市計画課と愛媛県都市計画課において、案の縦覧を行いました。

縦覧者は、新居浜市分で4名、愛媛県分で3名、新居浜バイパス線について2名の方に縦覧していただきまして、その際、新居浜市へ提出されたご意見は1件ございました。

お示ししておりますように、変更案に対して肯定的なご意見を頂戴したものでございました。

その案を持ちまして、今審議会にてご審議いただくものでございます。

審議結果をもちまして、新居浜市決定分につきましては、知事協議にて同意を得られましたら、令和5年3月の都市計画変更となり

ます。

愛媛県決定分につきましては、本審議会での意見をもって案について、愛媛県審議会にてご審議いただき、その後、令和5年3月中での計画変更を目指しております。

また、新居浜バイパス線につきましては、国土交通大臣の同意をもって変更となりますので、令和5年4月頃の計画変更となります。

手続きについては以上でございます。

議案第144号、議案第145号、議案第146号及び事務手続きに関する説明は以上でございます。

鈴木会長

ありがとうございました。

ただ今、事務局から議案の説明がありましたが、議案第144号、議案第145号、第146号に関しまして、ご質問、ご意見等をお願いいたします。

はい、お願いいたします。

大條委員

議案第144号について教えていただきたい。3・6・17駅南中筋線は、名称の変更のみという事であるが、議案書144号—2で、地表式の区間における鉄道等との交差の構造で、幹線街路新居浜バイパス線と立体交差ってなっているが、イメージがわからなくて、これは立体交差する計画のままということですか。

事務局

はい、ご質問は、駅南中筋線が新居浜バイパス線と立体交差をするか、という事であるかと思えます。

計画上は、立体交差をする事となっております。現在は平面で公差しておりまして、バイパス線の幅員が大分広く、中央分離帯が広い状態で残っているかと思われます。

今は平面ですが、都市計画決定上は、バイパスが上を通り高架するようになるというのが計画決定内容でございますので、結果、立

体交差をする事になります。

大條委員 西側については既に平面という事になっているかと思うが、見えて平面交差で、もう終わっているという印象であった。これから立体にするという事だが、計画にあるという事よりも立体交差が必要なのか。

事務局 計画決定上、駅裏中筋線と堺筋である楠中央通りについては、バイパスが立体交差をする計画になっておりまして、その実施に当たっては、現在はバイパス線の工事中で有りますので、全体の交通量等を見ながら、順次行っていくのではないかと考えております。

大條委員 堺筋との立体交差は無くなったように記憶をしていたのですが、未だ残っているのですね、二箇所とも。

事務局 はい、都市計画上の計画というのは残っております。

大條委員 計画を残す必要が現時点であるということですか。

事務局 実施に当たっては、交通量等の検討が必要であるとは考えておりますが、現時点におきましては、計画は必要であると考えております。

鈴木会長 他のご意見ございましたら、お願いいたします。はい。

近藤委員 宇高西筋線ですが、変更区間が真っ直ぐな路線となっておりますが、現在は、高津小学校まで工事中と思われるが、そこから南側の磯浦阿島線までが真っ直ぐな道路として繋がっていないが、今回、どのような形に変更されるのでしょうか。

事務局 今回の変更は、幅員の変更となっております。おっしゃられたと

おり、高津小学校から南側については、現道が東に膨らんだような形でございます。計画では、この現道よりも西側に真っ直ぐな道路が出来るということであり、さらに、今回その計画路線の幅員の変更をするという事でございます。

近藤委員

幅員のみの変更という事で、コースの変更はないという事でしょうか。

事務局

はい、そうです。今回は幅員の変更だけです。

鈴木会長

よろしいでしょうか。それでは、福田委員。

福田委員

二点ほど質問というか確認したいことがあります。

資料1の図面を見ますと、まず1つ目が坂井松木線についてですが、都市計画道路の廃止等の見直しに関しましては、道路のネットワークの整合性を踏まえる必要があると思っておりますが、この坂井松木線につきましては、駅南中筋線に接続する一部の区間を残して、前後の区間を廃止する事となっております。

特に起点側につきましては、接続する道路のネットワークであるとか、道路の接続状況がどのようになっているのか、というのを確認させていただきたいということと、もう一つが、県決定にはなるのですが、3・4・20宇高西筋線という都市計画道路がありますが、一般的に、今後整備されて、幹線道路の沿道につきましては、開発が進んでいって、将来的に土地利用形態も変わってくると思っておりますが、今回の変更案に関連する事かと思われませんが、今後、2車線で整備をしていき、新居浜市の臨海地域と内陸の工業地域そして、新居浜インターチェンジを結ぶような地域の主要な幹線道路となっていくと思われませんが、宇高西筋線の沿線の土地利用規制というのは、今度どのように考えられているのか、という事を教えていただきたい。

事務局

はい、1点目の坂井松木線の、特に起点部分におけるネットワークの考え方につきましては、商業高校がある所になります。その商業高校の所には都市計画道路はございませんが、県道国領高木線がございます。2車線確保されている県道と接続をしておりますので、都市計画道路では無いのですが、県道の接続により道路のネットワークを確保していると考えております。

2点目の宇高西筋線の沿道の土地利用につきましては、確かに、道路が出来ますと、沿線の土地利用がし易い状況となりますが、今回の宇高西筋線の沿線の土地利用の変更につきましては、現段階におきましては、行わない、という様に考えております。以上でございます。

鈴木会長

よろしいでしょうか。

他にご質問等はございませんでしょうか。

それでは少し教えていただきたいのですが、最初に出たご質問の中で、立体交差をする、しないというのは、このバイパスが開通するとかなり道路の利用状況による交通量が変わるということからですかね。

事務局

はい、交通量も変わりますし、特に交差する道路である楠中央通りが片側2車線の全体4車線であり、交差点もかなり広いということもありますので、交通量であったり車線数であったりを勘案しながら、立体交差であるということを今の計画では考えている、ということでございます。

鈴木会長

はい、よくわかりました。

他の委員さんから、ご質問はございませんか。

それでは、概ね意見も出尽くしたようですので、お諮りします。

まず、議案第144号新居浜市都市計画道路の変更案について、諮問案のとおり承認してよろしいでしょうか。

承認することに賛成の委員の皆様は、挙手をお願いいたします。

委員

【賛成者 全員挙手】

鈴木会長

はい、ありがとうございました。全会一致で、ご賛同いただきましたので、議案第144号につきましては諮問案のとおり、承認することで答申いたします。

続きまして、議案第145号新居浜都市計画道路の変更に対する意見についてでございます。愛媛県決定分でございますが、新居浜市都市計画審議会としては、「意見なし」と回答させていただいてよろしいでしょうか。

「意見なし」で回答させていただくことに賛成の委員の皆様は、挙手をお願いいたします。

委員

【賛成者 全員挙手】

鈴木会長

はい、ありがとうございました。

賛成全会一致で、ご賛同いただきましたので、議案第145号につきまして、「意見無し」と回答いたします。

最後に、議案第146号新居浜バイパス線の変更に対する意見についてでございます。

「意見なし」と回答させていただいて、よろしいでしょうか。

「意見なし」で回答させていただくことに賛成の委員の皆様は、挙手をお願いいたします。

委員

【賛成者 全員挙手】

鈴木会長

はい、ありがとうございました。

賛成全会一致で、ご賛同いただきましたので、議案第146号につきまして、「意見無し」と回答いたします。

本日の議事は以上となります。皆さま、ありがとうございました。

事務局

それでは、事務局、よろしくお願いいたします。

はい、鈴木会長ありがとうございました。

委員の皆様からも貴重なご意見をいただきまして、誠にありがとうございます。

それでは今後のスケジュールについて、再度、ご説明させていただきます。

議案第144号の新居浜市決定分につきましては、令和5年3月中の都市計画決定の告示を目指して進めてまいります。

議案第145号の愛媛県決定分につきましては、愛媛県都市計画審議会の議決を経て、令和5年3月頃の都市計画決定の告示となる予定でございます。

新居浜バイパス線の変更案につきましては、愛媛県都市計画審議会での議決後、国土交通大臣の同意を経まして、令和5年4月頃の都市計画決定変更告示となる予定でございます。

事務局からは、以上でございます。

これを持ちまして、第73回新居浜市都市計画審議会を終了させていただきます。

本日は、お忙しい中誠にありがとうございました。